

健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰実施要領

1 趣旨

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項に規定する成育医療等基本方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく国民運動として位置付けられている健やか親子21では、こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの観点から、成育医療等基本方針に基づく医療、保健、教育、福祉等の幅広い取組を社会全体で推進することとしている。

この国民運動の一環として、成育医療等基本方針の趣旨にのっとり、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業について、健やか親子21全国大会において表彰を行う。

2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰（個人・団体）
- (2) 健やか親子表彰（自治体・団体・企業）

3 功労者表彰について

(1) 功労者表彰は、プレコンセプションケアの推進、不妊症や不育症に対する理解を促すための活動、若年妊婦・特定妊婦等への支援、妊産婦のメンタルヘルスにおける多職種連携、健康教育や食育、こどもや子育て家庭に寄り添った支援等、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するものとする。

(2) 功労者表彰の被表彰者は、各都道府県知事及び各共催団体（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、一般社団法人日本家族計画協会及び公益社団法人母子保健推進会議をいう。以下同じ。）の長が推薦する者の中から、内閣府特命担当大臣が決定する。

(3) 各都道府県知事及び各共催団体の長は、次の①・②に掲げる条件に該当する被推薦者を選出し、別に定める期日までに、別紙様式による推薦調書に必要事項を記載の上、こども家庭庁に提出するものとする。

① 当該年度の4月1日現在において（1）に規定する取組に20年以上継続して携わっている個人であって、次のア及びイの条件を満たすもの（2名以内）

ア 都道府県知事、保健所設置市長、特別区長、各共催団体（前身の団体を含む。）又は健やか親子21推進本部参加団体の長からの表彰（都道府県知事による感謝状を含む。）を受けたことがあるものその他これらに相当する功績があると認められるもの

イ 生存者叙勲又は本賞と同一の功労により褒章条例に基づく褒章若しくは大臣表彰を受けたことがないもの

② 当該年度の4月1日現在において（1）に規定する取組に10年以上継続して携わっていて、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長、各共催団体又は健やか親子21推進本部参加団体の長からの表

彰を受けたことがある団体その他これらに相当する功績があると認められる団体であって、①ア及びイの条件を満たすもの（2団体以内）

4 健やか親子表彰について

- (1) 健やか親子表彰は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業（功労者表彰の被表彰者となるものを除く。）を表彰するものとする。
- (2) 健やか親子表彰の被表彰者は、健やか親子21のサイトを通じて公募を行い、健やか親子21推進本部幹事会による選考を経て、内閣府特命担当大臣が決定する。
- (3) (2) の公募に際しては、毎年度、テーマを設定するものとする。
- (4) (2) の選考に際しては、委員自身が参加する取組及び公正な評価ができない可能性がある取組については、選考を棄権するものとする。